

通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業

重要事項説明書〔契約書別紙〕

〈令和 7年 3月 1日 現在〉

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 556-1500 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 今野 知香子

※ご不明な点は、何でもお気軽におたずねください。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	南沢又デイサービスセンターすこやか指定通所介護事業所		
所在地	福島県福島市南沢又字上河原25番地の1		
介護保険指定番号	通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業 福島県 0770101160		
サービスを提供する地域	通所介護	福島市 (福島市以外の地域にお住まいの方はご相談ください)	
	介護予防通所介護 日常生活支援総合事業	同上	

(2) 職員体制

職種	人数	職務内容
施設長	1名	職員等の管理および業務の管理を行う。
生活相談員	1名以上	利用者および家族の相談に応じ、サービスの調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
機能訓練指導員	1名以上	運動器機能の向上を図るための個別計画作成と評価を中心的役割となっており、安全かつ効果的な訓練を行う。
看護職員	1名以上	健康チェック等を行い利用者の健康状態を把握し必要な処置を行う。
介護職員	6名以上	利用者の心身の状況を把握し、適切な訓練・介助を行う。

(3) 設備の概要

定員	一般型 40名	休憩室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 183.28㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽が有ります。	団欒室	1室

(4) 営業時間

月～土	営業時間：午前8時30分～午後5時30分 (サービス提供時間：午前9時15分～午後4時20分)
-----	--

(5) 休業日

- ・日曜日
- ・12月31日～1月3日

他に職員研修のため休業する場合があります。その際は、1ヶ月前にお知らせ致します。

3. サービス内容

(1) 送迎 家族送迎が困難な方に対し、

- イ. 玄関より送迎車輛へ(車輛より玄関まで)の移動、移乗の介助
- ロ. 送迎および車輛よりの降車介助

(2) 食事

- イ. 準備、後始末の介助
- ロ. 食事摂取の介助
- ハ. その他必要な食事の介助(刻み食、お粥など)
- ニ. 食前・食後の服薬管理及び介助

(3) 入浴 家庭において入浴困難な方に対し

- イ. 衣類着脱の介助
- ロ. 身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ハ. その他必要な入浴介助

(4) 機能訓練

- イ. 日常生活動作に関する訓練
- ロ. アクティビティ
- ハ. 行事的活動
- ニ. 体操

(5) 生活相談

- イ. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ロ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ハ. 住宅改修に関する情報提供
- ニ. その他の必要な相談、助言

4. 料金

(1) 利用料金

利用料金は利用者の負担割合に応じた料金をお支払いただきます。詳細は別紙の料金表によります。

(2) キャンセル料 (昼食提供利用者のみ)

利用日の4営業日前の午前9時00分までにご連絡がなかった場合 食事代相当分がキャンセル料として発生します。

(3) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求を致します。20日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行口座振替となります。また、償還払いとなるサービスを提供したときは、利用者から費用の全額を徴収し、サービス提供証明書と領収書を交付します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事業所職員がお伺いいたします。サービス内容のご説明後に契約を結び、通所介護計画書・総合事業計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が逝去された場合

④その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気により、3ヶ月以上にわたってサービス利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが事業所や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

6. 事業所の特徴

(1) 運営方針

- ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- ・事業所において提供する通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者や家族のニーズを的確にとらえ、個別に介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ・利用者や家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかり易く説明いたします。
- ・適切な介護技術をもってサービスを提供いたします。
- ・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行ないます。
- ・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った支援を提供いたします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	否	
職員への研修の実施	有	年数回 県・市の研修及び事業所内研修
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①サービス利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようご注意ください。
- ②入浴を利用する際の留意事項
体調不良や外傷・感染症等の場合は職員に事前に連絡するようご注意ください。
- ③給食サービスを利用する際の留意事項
食物アレルギーのある利用者は、事前に職員に連絡するようご注意ください。
- ④機能訓練サービスを利用する際の留意事項
職員の援助無しに無理な訓練をしないようご注意ください。
- ⑤送迎サービスを利用する際の留意事項
家族は送り出し、お出迎えの予定時間に合わせて居宅内で待機するようご注意ください。
- ⑥サービスのキャンセルに関する留意事項
利用日の4営業日前の午前9時00分までに事業所へ連絡するようご注意ください。
- ⑦その他の留意事項
共同生活の場に馴染むようご注意ください。

(4) 健康上の理由によるサービスの中止

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りする場合があります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、入浴・機能訓練の中止等、サービス内容の変更や中止をすることがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振替えできませんのでご了承ください。

7. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8. 個人情報の取扱いについて

個人情報の取り扱いについては関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いを行います。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10. 介護サービス利用にあたっての禁止行為について

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- (1) パワーハラスメント(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) モラルハラスメント(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) セクシュアルハラスメント(意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的ないやがらせ行為)
- (4) マタニティハラスメント(妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為)
- (5) カスタマーハラスメント(利用者、その家族から度を越えた、または悪質なクレームや要求行為)

事業所及び職員が、利用者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

(6) サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらを無断で SNS 等へ掲載すること。

1 1. 介護事故発生時の対応について

利用者に対する通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合には、行政機関、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 賠償責任について

サービスの提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。ただし、利用者の故意・過失がある場合は、この限りではありません。

1 3. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は、事前打ち合わせにより、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。※緊急連絡先、主治医等の変更はご一報ください。

1 4. 非常災害対策 以下については内規に従います。

- ・防災時の対応
- ・防災設備
- ・防災訓練 年2回
- ・防火責任者 島貫 美奈子

1 5. 地域との連携

- ・地域との連携を築き、利用者に住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や町内会、民生委員等との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行ないます。

1 6. サービス内容に関する相談・苦情

◎相談・苦情受付

事業所	南沢又デイサービスセンター	電話	<u>5 5 6 - 1 5 0 0</u>
受付担当者	主任		<u>今野 知香子</u>
解決責任者	施設長		<u>島貫 美奈子</u>

◎第三者委員

苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しています。

◎その他 事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

福島市介護保険課 525-6587

福島県国民健康保険団体連合会介護福祉課 528-0040

◎提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無（有・~~無~~）

17. 当事業所の概要

- 名称 社会福祉法人すこやか福祉会 代表者 理事長 佐藤 進也
- 事業
1. 介護老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営
 2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営
 3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営
 4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営
 5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営
 6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営
 7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営
 8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅支援事業所の設置経営
 9. 地域包括支援センター 北信東地域包括支援センターの設置経営
 10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営
 11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営
 12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営
 13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営
 14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営
 15. その他これに付随する業務

説明日 令和 年 月 日

通所介護・介護予防通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項の説明をしました。

事業者所在地 福島県福島市南沢又字上河原25番地の1

名称 南沢又デイサービスセンターすこやか指定通所介護事業所
施設長 島貫美奈子 印

説明者氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援
総合事業についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者

氏名 _____

代理人

氏名 _____